

平成17年度の中山間地域等直接支払制度の取組状況について

1 県の基本的な取組

平成12年度に始まった中山間地域等直接支払交付金制度（前期対策）が、平成16年度に事業期間終了。平成17年度からは集落の将来像をより明確化することに重点をおいた「新対策」が始まりました。

新対策の初年度である17年度は、前期対策により活発化した集落活動を一層充実させ、自立かつ継続的な農業生産活動等の体制整備のための取組を推進しました。

- (1) 集落維持の観点から、前期対策取組集落の協定継続を重点的に推進しました。
- (2) 将来の集落の生き残りに向けて、集落営農組織化・法人化等の集落活動のステップアップを促進しました（体制整備単価を目指すとともに、可能な限り加算措置への取組）。

2 平成17年度実施結果（全国は平成18年1月末の実施見込み）

(1) 市町村数

対象農用地がある全ての市町村で実施されました。

- 1) 制度に取り組んだ市町村 20市町村
- 2) 対象農用地がない市町村 1町（東出雲町）

(2) 協定数

集落協定は減少しましたが、個別協定は増加しています。前期対策と比べた減少率はいずれも全国平均を下回りました。

区 分	平成17年度A	平成16年度B	A / B (%)	(参考)全国
集落協定数	1,378	1,608	85.7%	82.5%
個別協定数	56	52	107.7%	66.1%
合計	1,434	1,660	86.4%	82.1%

(3) 協定面積

集落協定は減少しましたが、個別協定は増加しています。

協定面積

単位:ha

区 分	平成17年度A	平成16年度B	A / B (%)	(参考)全国
集落協定	12,805	13,549	94.5%	
個別協定	637	572	111.4%	
合計	13,442	14,122	95.2%	98.4%

協定農用地の状況

単位:ha

	田	畑	草地	採草放牧地	計
急傾斜	7,309	86	1	412	7,808
緩傾斜	5,385	245	1	1	5,632
高齢化		2			2
計	12,694 (94.4%)	333 (2.5%)	2 (0.0%)	413 (3.1%)	13,442 (100%)

協定締結率

単位：ha

対象農用地面積	平成17年度協定面積	協定締結率
15,455	13,442	87.0%

(4) 交付金額

単位：百万円

区分	交付金額	平成16年度			平成16年度 交付額(参考)
		国	県	市町村	
通常地域	1,847	923	462	462	2,004
特認地域	63	21	21	21	83
合計	1,910	944	483	483	2,087

(5) 一協定あたりの平均的な集落の姿

集落協定においては、一協定あたりの規模が拡大しています。

		平成17年度	平成16年度
集落協定	協定参加者数	18人	16人
	農用地面積	9.3ha	8.4ha
	交付金額	136万円	128万円
個別協定	農用地面積	11.4ha	11.0ha
	交付金額	62万円	49万円

(6) ステップアップ - 体制整備単価及び加算措置の取組状況

体制整備単価、加算措置の取組はいずれも全国平均を上回りました。

取組状況

区分	平成 17年度 合計	体制整備単価の取組			加算措置の取組		
		実績	全体に対して 占める割合	(参考) 全国	実績	全体に対して 占める割合	(参考) 全国
協定数	1,434	976	68.1%	45.4%	78	5.4%	2.4%
協定面積(ha)	13,442	10,595	78.8%	78.7%	1,377	10.2%	1.2%

集落協定における体制整備単価の取組内容(926 集落協定)

取組内容(選択項目)			協定数	割合(%)
A要件 753協定 (81%) (1~3のうち 2つ以上を選 択、各項目の うち1つ以上を選 択)	1 生産性・収益向上	機械・農作業の共同化	669	72.2
		高付加価値型農業の実践	100	10.8
		地場産農産物等の加工・販売	75	8.1
	2 担い手育成	新規就農者の確保	25	2.7
		認定農業者の育成	17	1.8
		担い手への農地集積	63	6.8
		担い手への農作業の委託	208	22.5
	3 多面的機能の発揮	都市住民等との交流	25	2.7
		学校教育等との連携	53	5.7
		非農家・他集落等との連携	600	64.8
B要件 173協定 (19%) (いづれかを 選択)	1 集落を基礎とした営農組織の育成	111	12.0	
	2 担い手集積化	65	7.0	

加算措置の取組内容

取組内容	協定数	割合(%)
加算措置に取り組んでいる協定	78	
規模拡大加算	28	35.9
土地利用調整加算	34	43.6
耕作放棄地復旧加算	10	12.8
法人設立加算	27	34.6

(7) 各市町村の詳細

別紙「H17 中山間地域等直接支払交付金の実施結果」のとおり。

【用語について】

基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）。

体制整備単価

適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価（通常単価）。

加算措置

より積極的な取組を行う場合において、別途加算される措置。

規模拡大加算

担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年以上耕作する場合の加算。

土地利用調整加算

担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算。

集落協定のみが対象となる。

耕作放棄地復旧加算

新たに協定面積の一定割合以上の耕作放棄地を復旧する場合の加算。

法人設立加算

新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算。

特認地域

通常地域以外で、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域。特認地域も交付金の交付対象となる。